



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2件（税務課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し・2件（技術・建設業課）…………… 3
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 5

### 公安委員会事項

- 原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

### 正 誤

- 平成30年5月29日付け公報号外第18号中訂正…………… 6
- 平成30年10月31日付け公報号外第43号中訂正…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第446号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成26年沖縄県告示第585号で同意の認定をした与那城加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護市字幸喜地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年11月8日から平成31年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市字真地から那覇市字上間まで

- 2 公共測量を実施する期間 平成30年4月14日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第449号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 嘉手納町字屋良及び北谷町字砂辺地区内
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年7月24日から同年10月5日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**公 告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム地方税共通納税システム対応業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年10月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 59,697,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム自動車税環境性能割対応業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年10月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 52,212,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー石川シティ うるま市石川角石原2565番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要
  - (1) 店舗に設ける出入口付近における歩行者等の通行の利便及び車両等の安全で円滑な交通を確保できるに足る警備員等を配置すること。
  - (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定施設を設置する場合は、所定の届出をすること。また、事前予測において規制基準を超過する特定施設については、必要な対策を講じ、基準を順守すること。
  - (3) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、沖縄県赤土等流出防止条例(平成6年沖縄県条例第36号)、うるま市公害防止条例(平成22年うるま市条例第15号)その他環境諸法令の規定を順守すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成30年11月27日から同年12月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 那覇市壺川3丁目プロジェクト 那覇市壺川3丁目2番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 拓南産業株式会社 那覇市壺川3丁目2番地4 代表取締役 古波津昇
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 等価騒音レベルの予測結果は、騒音に係る環境基準値以下となっているが、付近住民などから苦情や相談などが寄せられた際には、その受入窓口を設けるなど、誠意をもって対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成30年11月27日から同年12月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年10月9日
  - (2) 商号名 上間組
  - (3) 代表者名 上間毅
  - (4) 所在地 本部町字瀬底1871番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13060号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年9月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
  - (2) 商号名 有限会社名城組
  - (3) 代表者名 名城正秀

- (4) 所在地 恩納村字山田2384番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25) 第2046号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年9月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
- (2) 商号名 有限会社仲座開発
- (3) 代表者名 仲座義輝
- (4) 所在地 豊見城市字平良220番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26) 第7025号、沖縄県知事 許可(般-26) 第7025号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業の特定建設業並びに管工事業の一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年9月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
- (2) 商号名 旭鉄工所
- (3) 代表者名 大浜善宏
- (4) 所在地 那覇市西2丁目7番19号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第8815号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年9月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
- (2) 商号名 左官業平良
- (3) 代表者名 平良信人
- (4) 所在地 うるま市石川曙三丁目2番61号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第13169号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年9月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年10月25日
- (2) 商号名 サキ設備
- (3) 代表者名 崎山喜章
- (4) 所在地 浦添市伊祖二丁目16番8号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第12095号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年10月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年11月2日
- (2) 商号名 有限会社邦栄商事
- (3) 代表者名 知念邦雄
- (4) 所在地 石垣市字新川1583番地127
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第13015号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年9月19日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 平成30年11月2日  
(2) 商号名 有限会社トクダ美装プラン  
(3) 代表者名 徳田勝也  
(4) 所在地 那覇市首里石嶺町3丁目35番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10952号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月25日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年11月2日  
(2) 商号名 有限会社共栄電工  
(3) 代表者名 比嘉勝治  
(4) 所在地 恩納村字山田130番地3  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第2590号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年11月2日  
(2) 商号名 株式会社永山組  
(3) 代表者名 阪井邦雄  
(4) 所在地 那覇市港町2丁目14番7号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第256号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月3日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

---

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 処分をした年月日 平成30年11月5日  
2 商号名 東興産業株式会社  
3 代表者名 豊里弘  
4 所在地 那覇市首里末吉町3丁目16番地1  
5 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第3008号  
6 処分の内容 建設業の許可の取消し  
7 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 西原町公共下水道  
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第8号

原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年11月27日

沖縄県公安委員会

#### 原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

原付講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第13条第2項を次のように改める。

2 講習指導員は、原付講習中の事故に備え、傷害保険等に加入しなければならない。

第14条中「この場合において」を「ただし」に、「予定していた講習」を「講習を安全に実施すること」に改める。

別表第1中「クラス、」を削り、「ゆっくり」を「ゆっくりと」に、「下ろし方」を「おろし方」に、「ビデオ」を「DVD」に改める。

別表第2中「Sマークか」を「PS(C)マークか」に、「抜き」を「抜いて僅かに曲げ」に、「しっかり」を「軽く」に、「爪先」を「足先」に、「行為しよう」を「行為をしよう」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年11月27日から施行する。

## 正 誤

平成30年5月29日付け公報号外第18号掲載の「漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定（沖縄県告示第256号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
17	下から10～9	29,795㎡	30,072㎡

平成30年10月31日付け公報号外第43号掲載の「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に係る審議の結果（沖縄県告示第417号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から5	元山仁史郎	元山仁士郎

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--